

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県公害事前審査会条例	公布日	昭和47年7月7日
条例番号	昭和47年三重県条例第30号	直近改正日	平成24年3月27日
所管部局課	環境生活部地球温暖化対策課	電話番号	059-224-2366
条例の概要	工場又は事業場の新設又は増設に伴う公害の防止に関する技術的事項を審査させるための知事の附属機関である三重県公害事前審査会の組織等について、定めている。	条例の種類	委任型
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	工場の新設時等に公害の防止に関する技術的事項を事前に審査することにより、公害の未然防止が図られていることから、条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公害の未然防止に資するものであり、今後も公的な関与を行っていく必要があると考える。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	昭和47年に条例を施行以降、80件の審査を実施。過去3年では平成21年度に1件、平成22年度に2件の審査を実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第138条の4第3項の附属機関であり、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第138条の4第3項の附属機関であり、条例で定める必要がある。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無

改正・
廃止の
必要は
ない

公害の未然防止の観点から設けられたものであり、環境影響評価条例の対象とならない比較的小規模の工場等の設置に関して、市町からの事前審査申請が継続して存在することから現時点において改正・廃止の必要性はないと考えられる。

見直しに関する規定の有無

無

有効期限に関する規定の有無

無